

2011年7月

発行登録追補目論見書
(無登録格付に関する説明書を含む)

Deutsche Bank



ドイツ銀行

ドイツ銀行AG ロンドン 2016年8月23日満期
トルコ・リラ建ディスカウント社債

- 売出人 -

楽天証券株式会社

ドイツ銀行AGロンドン 2016年8月23日満期トルコ・リラ建ディスカウント社債（以下「本社債」といいます。）の償還金額および利息額は、トルコ・リラによって行われますので、円貨換算された本社債の価値および受取金額等は、外国為替相場の変動により影響を受けますが、これらの外国為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、5. 償還」をご参照下さい。

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moody.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成22年10月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

無登録格付に関する説明書

(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pは、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&Pは、提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

この情報は、平成22年10月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、平成22年12月17日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	4
第1 【募集要項】	4
第2 【売出要項】	4
1 【売出有価証券】	4
2 【売出しの条件】	5
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	20
第二部 【公開買付けに関する情報】	20
第三部 【参照情報】	20
第1 【参照書類】	20
第2 【参照書類の補完情報】	20
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	20
第四部 【保証会社等の情報】	20
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	21
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	22

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 22-外26-12

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年7月15日

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長
ジョナサン・ブレイク
(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Debt Issuance)
ディレクター 欧州市場部長 マルコ・ツィーママン
(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance Europe)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン
タウヌスアンラーゲ 12
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6212-8316

【発行登録の対象とした売出
有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 5,800,000トルコ・リラ（2億8,675万2,000円）
(注) 上記日本円の換算は、1トルコ・リラ=49.44円の換算率
(平成23年6月28日現在の売買相場為替の気配値としてトルコ共和国中央銀行により発表されたトルコ・リラ/円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレート)により換算されている。

【発行登録書の内容】

提出日	平成22年9月30日
効力発生日	平成22年10月8日
有効期限	平成24年10月7日
発行登録番号	22-外26
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 2,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
22-外26-1	平成23年2月10日	2,500万オーストラ リア・ドル (22億4,125万円) (注1)	該当事項なし	
22-外26-2	平成23年2月10日	3,500万ブラジル・ リアル (17億4,790万円) (注2)		
22-外26-3	平成23年2月15日	6億円		
22-外26-4	平成23年2月17日	7億円		
22-外26-5	平成23年2月17日	600万オーストラ リア・ドル (5億3,790万円) (注1)		
22-外26-6	平成23年2月18日	2,000万ブラジル・ リアル (9億9,880万円) (注2)		
22-外26-7	平成23年2月24日	6億円		
22-外26-8	平成23年3月14日	8億円		
22-外26-9	平成23年4月8日	6億円		
22-外26-10	平成23年5月16日	6億円		
22-外28-11	平成23年7月6日	2,000万トルコ・ リラ (9億8,880万円) (注3)		
実績合計額		104億1,465万円 (注4)	減額総額	0円

(注1) 円貨換算額は、1オーストラリア・ドル=89.65円(平成23年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行のオーストラリア・ドルの日本円に対する対顧客電信売買相場の仲値)により換算されている。

(注2) 円貨換算額は、1ブラジル・リアル=49.94円の換算率(平成23年2月14日現在のPTAXレートとしてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・リアル/円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレート)により換算されている。

(注3) 円貨換算額は、1トルコ・リラ=49.44円の換算率(平成23年6月28日現在の売買相場為替の気配値としてトルコ共和国中央銀行により発表されたトルコ・リラ/円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレート)により換算されている。

(注4) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】（発行予定額－実績合計額－ 1,895億8,535万円
減額総額）

（発行残高の上限を記載した場合） 該当事項なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計 該当事項なし
額＋償還総額－減額総額）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注）本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」	ドイツ銀行
「計算代理人」	ドイツ銀行ロンドン支店
「英国」または「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「日本円」または「円」	日本の法定通貨
「トルコ・リラ」	トルコ共和国の法定通貨
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ドイツ銀行AGロンドン 2016年8月23日満期 トルコ・リラ建ディスカウント社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	5,800,000 トルコ・リラ (注2)	売出価額の総額	4,056,520 トルコ・リラ (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000 トルコ・リラ
償還期限	2016年8月23日(以下「満期日」という。)(注3)		
利率	年率0.50%		
売出しに係る社債の所有者 の住所および氏名または名称	楽天証券株式会社 東京都品川区東品川4丁目12番3号 品川シーサイド楽天タワー (以下「売出人」という。)		
摘要	(1) 利息額および利払日 利息として、利息額が各利払日に後払いされる。(注3) 「利息額」とは、計算額(10,000トルコ・リラ)あたり25.00トルコ・リラにより計算される。 「利払日」とは、2012年2月23日(同日を含む。)から満期日(同日を含む。)まで毎年2月23日および8月23日(2月23日および8月23日が営業日でない場合は翌営業日に繰り下げる。)である。 (2) その他 本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。 その他の本社債の条件については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)のデット・イシューアンス・プログラムに基づき、2011年8月22日(ロンドン時間)に発行会社により発行される。

(注2) ユーロ市場における本社債の売出券面総額は5,800,000トルコ・リラである。

(注3) 投資家に対する償還金または利息の支払は、満期日または各利払日の翌営業日後以降となることが予定されている。

(注4) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行会社は、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(以下

「S&P」という。)よりA+格、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)よりAa3格、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下「フィッチ」という。)からAA-の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日現在、かかる格付の変更はされていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」、ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の69.94% (注1)	申込期間	2011年7月19日から 2011年8月19日まで
申込単位	額面10,000トルコ・リラ以上 額面10,000トルコ・リラ単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店および所定の営業 所(注2)	受渡期日	2011年8月23日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または名称	該当なし	売出しの 委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、受渡期日に売出価格を日本円またはトルコ・リラにて支払う。

(注2) 本社債の申込みおよび払込みは、各申込人により売出人との間の外国証券取引口座約款に従ってなされる。かかる約款に基づき申込書を提出していない申込人は、売出人に申込書を提出する必要がある。外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基

づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、または米国人 (U. S. person) に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人 (United States person) に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この(注4)において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

本社債要項の概要

1. 通貨、額面、様式、券面、決済機関、本社債保有者

(1) 通貨および額面

ロンドン支店を通じて行為する発行会社の本社債は、トルコ・リラ建てで額面金額10,000トルコ・リラ、額面総額5,800,000トルコ・リラで発行される。本社債の「計算額」は、10,000トルコ・リラとする。

(2) 様式

本社債は、無記名式で発行され、発行時に一または複数の大券（以下、各々「大券」という。）により表章される。

(3) 仮大券・交換

- (a) 本社債は、当初、クーポンまたはレシートを伴わない仮大券（以下「仮大券」という。）の様式で発行される。仮大券は、クーポンまたはレシートを伴わない永久大券（以下「永久大券」という。）と交換することができる。仮大券は、本社債の当初発行日までに決済機関の共通預託機関（以下「共通預託機関」という。）に引き渡される。本社債が仮大券により表章されている間、交換日（以下に定義される。）までに本社債について支払われる元本、利息（もしあれば）その他の金額は、米国財務省規則の規定により、本社債に係る権利の実質所有者が米国人ではない旨または米国人に転売するために本社債を購入したものではない旨の（所定の様式による）証明書を決済機関が受領しており、かつ決済機関が（その受領した証明書に基づき）同様の証明書を財務代理人に付与した場合にのみ、仮大券の呈示と引換えに支払われる。
- (b) 仮大券は、その発行日から40日後の日（以下「交換日」という。）以降、仮大券に記載されるとおり、請求により、実質所有者の証明書が付与されていない場合は当該証明書と引換えに、永久大券に係る権利と（無料で）交換することができる。
- (c) 仮大券の保有者は、交換日以後に履行期が到来する利息、元本その他の金額の支払を徴収する権利を有しない。ただし、正当な実質所有者の証明書があるにもかかわらず、仮大券の永久大券に係る権利との交換が不当に保留または拒絶されている場合はこの限りでない。
- (d) 永久大券は、交換事由が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を個別の確定様式によるトルコ・リラ建本社債（以下「確定証券」という。）と（無料で）交換することができる。ここで、「交換事由」とは、①債務不履行事由（後記「10. 債務不履行事由」に定義される。）が発生し、継続していること、②決済機関が14日間（祝日、法定その他の休日を除く。）連続で休業していること、または業務を永久に停止する意向を発表した旨もしくは実際に営業を停止し承継決済機関を利用することができない旨の通知を発行会社が受けたこと、または、③発行会社が、本社債が確定様式による永久大券により表章されていた場合であれば受けなかったと思われる不利な税効果を受けたことまたは受けることとなることをいう。交換事由が発生した場合、発行会社は、後記「13. 通知」に従い、速やかに本社債保有者に対する通知を行う。この場合、決済機関（永久大券に係る権利の保有者の指図に基づき行為する。）は、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができ、また上記③の交換事由が発生した場合、発行会社もまた、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができる。かかる交換は、財務代理人が最初に通知を受領した日から45日以内に行われる。

(4) 決済機関

仮大券および永久大券は、決済機関によりまたは決済機関のために、永久大券について本社債に基づく発行会社のすべての債務が履行されるまで、共通預託機関により保管される。「決済機関」とは、クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム、ルクセンブルグおよびユーロクリア・バンク S. A. /N. V. ならびにかかる資格におけるこれらの承継人をいう。

本社債が決済機関またはかかる決済機関のための（共通）預託機関もしくは（共通）保管機関に預託された大券により表章されている間は、決済機関の記録上、本社債の特定の額面金額を保有する者として一定期間表示される者（決済機関を除く。）は、発行者、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、本社債の額面金額（この点に関して、各人の口座にある本社債の額面金額について、決済機関により発行された証書その他の書類は、明白な誤りである場合を除き、最終的なものでありかつ拘束力を有するものとみなされる。）を保有する者として扱われるものとする。ただし、本社債の額面金額の元本の支払またはかかる額面金額より生じる利息の支払に関するものを除く。

同様に、関連する大券の持参人は、発行者、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、関連する大券の条件に従って、本社債の額面金額を保有する者として扱われるものとする。

また、「本社債保有者」、「本社債の保有者」およびこれと関連する表現についても、同様に相応の解釈がされるものとする。

(5) 本社債保有者

「本社債保有者」とは、本社債との関連では本社債の保有者を意味し、大券により表章される本社債との関連では前記「(4) 決済機関」に記載されるとおりに解釈されるものとする。

2. 地位

本社債に基づく債務は、発行会社の無担保の非劣後債務であり、相互に同順位であって、法律により優先される債務を除き、発行会社の他のすべての無担保の非劣後債務と同順位である。

3. 利息

(1) 利率および利息期間

(a) 各本社債は、2011年8月23日（以下「利息開始日」という。）（同日を含む。）から本社債の額面残高に対して年率0.50%（半年毎後払い）（以下「利率」という。）で利息を生じる。利息は、各利息期間について発生する。

(b) 「利息期間」とは、利息開始日（同日を含む。）から最初の利払日（同日を除く。）までの期間、およびそれ以後の各利払日（同日を含む。）から次の利払日（同日を除く。）までの期間をいう。

(2) 利払日

利息は、2012年2月23日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）まで毎年2月23日および8月23日（当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り下げる。）（各々「利払日」という。）に後払いされる。

(3) 利息の発生

各本社債は、元本の支払が不当に留保または拒絶されない限り、満期日の前日（同日を除く。）後は利息を生じない。発行会社が満期日に各本社債を償還しない場合、利息は、満期日（同日を含む。）から、①本社債について履行期が到来しているすべての金額が支払われた日、および②本社債について支払われる資金の全額が財務代理人により受領された日から5日後のうち、いずれか早い方の日（同日を除く。）まで、本社債の未払額面金額に対し直近の利息期間について適用される利率で発生し続ける。

(4) 利息額

利払日（同日を除く。）に終了する利息期間について支払われる利息の金額は、計算額あたり25.00トルコ・リラである。

利息を利息期間以外の期間につき計算しなければならない場合、当該期間の利息支払額は、大券により表章される本社債の発行済額面総額に、利率および日割計算端数を乗じ、乗じて得た額についてクルシュ単位未満を四捨五入することにより算出される。

(5) 定義

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、東京およびイスタンブールにおいて商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

「日割計算端数」とは、利息期間について、以下の算式に基づき利息期間の日数を360で除して算出される数をいう。

$$\text{日割計算端数} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

ここで、

「Y 1」は、利息期間の初日が属する年を数字で表わしたものである。

「Y 2」は、利息期間の最終日の翌日が属する年を数字で表わしたものである。

「M 1」は、利息期間の初日が属する暦月を数字で表わしたものである。

「M 2」は、利息期間の最終日の翌日が属する暦月を数字で表わしたものである。

「D 1」は、利息期間の最初の暦日を数字で表わしたものである。ただし、この数字が31である場合、D 1は30とする。

「D 2」は、利息期間の最終日の翌暦日を数字で表わしたものである。ただし、この数字が31であり、かつD 1が29より大きい場合、D 2は30とする。

4. 支払

(1) (a) 元本の支払

本社債が大券により表章されている期間、本社債の元本は、米国外の財務代理人の指定事務所において支払時に大券の呈示および（一部支払の場合を除き）引渡しと引換えに支払われる。元本の支払は、財務代理人により大券上に記録される。

確定証券の元本は、財務代理人または米国外のその他の支払代理人に対する確定証券の呈示および（本社債が裏書きされる一部支払の場合を除き）引渡しと引換えに支払われる。

なお、「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア自治区を含む。）、準州および属領（プエルトリコ、米領バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア、ウェーク島および北マリアナ諸島を含む。）をいう。

(b) 利息の支払

本社債が大券により表章されている期間、本社債の利息は、米国外の財務代理人の指定事務所において大券の呈示と引換えに支払われる。利息の支払は、財務代理人により大券上に記録される。

確定証券の利息は、米国外の財務代理人の指定事務所または米国外のその他の支払代理人の指定事務所においてクーポンの呈示および（本クーポンが裏書きされる一部支払の場合を除き）引渡しと引換えに支払われ、クーポンが発行されていない場合、または支払予定日以外の履行期の到来した利息の場合は、確定証券の呈示と引換えに支払われる。

(c) クーポンの引渡し

クーポンを付して交付された本社債は、本社債に関する履行期未到来のすべてのクーポンとともに最終償還のために呈示され、（償還金額の一部支払の場合を除き）引き渡されなければならない。これができない場合には、履行期の到来していない不足クーポンの金額（全額が支払われない場合、未払いの償還金総額に対する支払償還金額の割合に応じた不足クーポンの金額分）が最終償還時に不足していなければ支払われた金額から差し引かれる。

履行期未到来のクーポンが付されていないか、または引き渡されていない確定証券が支払のために呈示された場合に、上記に従い減額すべき金額が、減額がなければ確定証券の償還期日に

支払われるはずだった償還金額を上回るような満期および利率を付して本社債が発行されている場合、履行期末到来のクーポン（本社債に付されているかどうかは問わない。）は、上記に従い、減額すべき金額が減額がなければ支払われるはずであった金額を上回らない金額となるように、無効としなければならない（またかかるクーポンについての支払は行われぬ）。前記規定の適用により、確定証券に関連する履行期末到来のクーポンの一部（全部ではない。）を無効としなければならない場合、支払代理人は、履行期末到来のクーポンのいずれを無効とするのかを決定するものとし、このために履行期日が遅いクーポンを早いものより優先して選択するものとする。

(2) 支払方法

適用される財務その他の法令に従い、本社債に関する未払額は、自由に譲渡可能かつ換算可能な通貨にて、トルコ共和国の主要な金融センターの銀行で振り出されたトルコ・リラで支払可能な小切手により、または支払人の選択により、支払人が当該金融センターの銀行に開設しているトルコ・リラ建口座（日本円による日本非居住者への支払の場合、非居住者口座）宛の振込入金により支払われる。

(3) 免責

本社債が大券により表章されている期間、発行会社は、支払うべき金額について大券の保有者またはその指図先に対する支払により免責される。決済機関の記録上大券により表章される本社債の特定の元本額の実質所有者として表示される者は、発行会社が大券の保有者またはその指図先に対して行った支払に対する持分について、決済機関のみに頼らなければならない。確定証券について、発行会社は、本社債の持参人に対する支払により免責される。

(4) 支払営業日

本社債に関する金額の支払日が支払営業日でない場合、本社債保有者は、その翌日まで関係する場所では支払を受けることができず、かかる遅延について付加的な利息その他の支払を受けることができない。

「支払営業日」とは、呈示場所、ロンドン、ニューヨーク、東京およびイスタンブールにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日をいう。

(5) 元本および利息の記載

本社債要項における本社債に関する元本の記載は、償還金額、早期償還金額およびプレミアムならびにその他本社債に基づきまたはこれに関して支払われることがある金額を含むものとみなされる。

5. 償還

(1) 満期償還

本社債の元本は、2016年8月23日（当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り下げるものとし、「満期日」という。）に、償還金額（後記「6. 償還金額の計算」に定義される。）により償還される。

(2) 早期償還金額

本社債の額面金額（計算額に等しい）の早期償還金額は、10,000トルコ・リラに相当する計算代理人が算出したトルコ・リラ建ての金額（0トルコ・リラを下回らない。）から早期償還手数料を控除した額である。

(3) 不法行為による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行またはかかる債務をヘッジするための取決めが、適用される現在または将来の法律、規則、規制、判決、命令または政府、行政府、立法府、司法府もしくは司法権の命令もしくは指令を遵守した結果により、またはこれらの法律等の解釈により、全部または

一部において、違法、不法もしくは別途禁止されているものであるか、または禁止される見込みであると計算代理人が合理的に判断した場合、発行会社は、本社債保有者に対して、10日以上30日以下の通知（撤回不能である。）をすることにより、かかる通知の期限が終了した時点で、すべて（一部は不可）の本社債を償還することができる。この場合、本社債は、早期償還金額に償還日（同日を除く。）までに発生した利息（もしあれば）を加算した額により償還されるものとする。

(4) 早期償還手数料

「早期償還手数料」とは、計算代理人により決定される、本社債の償還およびこれに関連するヘッジの終了、決済もしくは再設定または関連する取引のポジションに関して発行会社に発生する一切の経費、費用（資金調達損失を含む。）、公租公課の総額（重複はしないものとする。）に相当する金額である。この金額は、本社債の各元本額に対して比例案分される。

6. 償還金額の計算

本社債の元本の「償還金額」は、計算額に相当する金額である。

7. 財務代理人、支払代理人および計算代理人

(1) 選任

財務代理人、支払代理人および計算代理人ならびに各々の事務所は、以下のとおりである。

財務代理人： ドイツ銀行ロンドン支店
連合王国、ロンドン EC2N 2DB、
グレート・ウィンチェスター・ストリート1
ウィンチェスター・ハウス

支払代理人： ドイツ銀行ロンドン支店
連合王国、ロンドン EC2N 2DB、
グレート・ウィンチェスター・ストリート1
ウィンチェスター・ハウス

財務代理人は、計算代理人を兼務する。

財務代理人、支払代理人および計算代理人は、その事務所を別の事務所に変更する権限を常に有する。

(2) 選任の変更または終了

発行会社は、いつでも、財務代理人、支払代理人または計算代理人の選任を変更または終了し、別の財務代理人、別のもしくは追加の支払代理人、または別の計算代理人を選任する権限を有する。発行会社は、常に財務代理人および計算代理人を維持しなければならない。これらの代理人の交替、終了、選任または変更は、債務超過の場合（この場合は直ちに効力が生じる。）を除き、30日以上45日以下の事前の通知を本社債保有者に対して行うことにより、その効力を生じる。

(3) 発行会社の代理人

財務代理人、支払代理人および計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債保有者に対して義務を有するものではなく、本社債保有者との間に代理関係または信託関係を有するものでもない。代理契約には、これらの代理人の合併先もしくは再編先の企業、連結先の企業または資産の全部もしくは大半の譲渡先である企業が、かかる代理人の承継人となることを認める条項が存在する。

8. 税務

本社債について支払うこととなる金額に関し、控除または源泉徴収される公租公課等の政府による税金は、かかる控除または源泉徴収が法律により要求されている場合には、控除または源泉徴収される。

9. 本社債の時効、交換

(1) 時効

本社債は、元本の場合は該当日から10年以内に、利息の場合は該当日から5年以内に支払のために提示されなかった場合には、無効となる。

「該当日」とは、最初に履行期が到来した日をいう。ただし、支払金額の全額が、かかる履行期までに財務代理人により正式に受領されていない場合はこの限りでない。この場合には、支払金額の全額が正式に受領された日をいい、かかる効力発生のお知らせは、本社債保有者に対して適切に行われるものとする。

(2) 交換

本社債を紛失、盗難、損傷、摩損または破損した場合には、財務代理人の指定事務所において、これにより生じた経費および費用の請求額を支払い、かつ発行会社が合理的に要求する証拠および補償条件に従うことにより、交換することができる。損傷または摩損した本社債は、新たな社債が発行されるまでに提出されなければならない。

10. 債務不履行事由

(1) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（以下各々「債務不履行事由」という。）が発生した場合には、本社債保有者は、保有する本社債の期限の利益の喪失を宣言し、早期償還金額に償還の支払日までの利息を付して直ちに償還するよう請求することができる。

(a) 発行会社が支払期日から30日以内に元本または利息の支払ができない場合

(b) 発行会社が本社債につき発生するその他の債務をその支払期日までに履行できず、かかる不履行につき財務代理人が本社債保有者からの通知を受領した後60日を経過した後も当該不履行が継続している場合

(c) 発行会社が支払能力に欠けていることを発表した場合または支払停止に陥った場合

(d) ドイツの裁判所が発行会社に対する倒産手続を開始した場合

本社債の期限の利益の喪失の宣言は、その宣言前に債務不履行事由が治癒した場合には、行うことができない。

(2) 定足数

上記(1)(b)に規定する事由について本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知は、当該通知の受領時点において、債務不履行事由のうち上記(1)(a)、(c)または(d)に規定する事由が発生していない限り、財務代理人が、発行済の本社債の元本額の10分の1以上の本社債保有者から当該通知を受領した場合にのみ有効となる。

(3) 通知の様式

上記(1)に基づく通知（本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知を含む。）は、財務代理人に対し、書面により宣言書を手渡す方法または書留郵便で送付する方法により行うものとする。

11. 発行会社または支店の交替

(1) 交替

以下の場合には、発行会社（または事前に発行会社の地位を交替した会社）は、本社債の元本または利息の支払に不履行がない限りにおいて、本社債保有者の同意なくして、いつでも、本社債に基づきまたは関連して発生する一切の債務につき、発行会社に代わり、他の会社（以下「承継債務者」という。）を主たる債務者として交替することができる。

(a) 承継債務者が、本社債に基づきまたは関連して発生する支払債務を全額引き受ける場合

(b) 承継債務者が、必要なすべての認可を取得して、財務代理人に対し、本社債に基づき発生する債務の支払または交付を完了するために必要なすべての金額を所定の通貨建てにより送金することができる場合

(c) 発行会社が、撤回不能かつ無条件で、各本社債保有者について、本社債に関する承継債務者からの未払金全額の支払を保証する場合

発行会社は、本社債保有者に対して通知することにより、本社債のために行為する支店を変更する権限を有し、かかる通知を行う前に変更が行われていない場合には、かかる変更日を当該通知に明記するものとする。

(2) 通知

発行会社または支店の交替についての通知は公表される。

(3) 記述の変更

発行会社または支店が交替した場合には、本社債要項中の発行会社に関する記述は、その時点以降、承継債務者を指し、発行会社の税務上の住所国または居住国に関する記述は、その時点以降、承継債務者の税務上の住所国または居住国を指すものとみなす。

12. 追加発行および買入れ

(1) 追加発行

発行会社は、随時、本社債保有者の同意なくして、本社債と同一の条件を有する社債を発行し、発行済である本社債とともに単独のシリーズとすることができる。

(2) 買入れおよび消却

発行会社は、随時、公開市場においてまたはその他の方法により、本社債を買い入れることができる。発行会社が買入れた本社債は、発行会社の選択により、保有、転売または消却するために財務代理人に提供することができる。

13. 通知

確定証券が発行されるまでの間、かつ本社債を表章する大券のすべてが決済機関により保有されている限りにおいて、発行会社は、決済機関が本社債保有者に対して連絡するため、本社債に関するすべての通知を決済機関に対して行うことができる。かかる通知は、決済機関に対して行った通知の日付にて本社債保有者に対してなされたものとみなす。

14. 1999年契約法（第三者の権利法）

本社債に関する条項を有効にするため、1999年契約法（第三者の権利法）に基づく権利は、いかなる者に対しても付与されない。ただし、この点については、同法とは別途存在し、または利用可能である、あらゆる者の権利または救済手段につき影響を与えるものではない。

15. 社債権者集会

代理契約には、本社債または代理契約の条項の変更に関する特別決議による承認を含め、本社債保有者の利益に影響する事項につき検討するための社債権者集会の招集に関する規定がある。社債権者集会は、発行会社による請求があった場合または発行済の本社債の元本額の10%以上を保有する本社債保有者の書面による請求があった場合に招集することができる。特別決議を可決するための社債権者集会の定足数は、発行済の本社債の元本額の50%以上を保有する複数の者であり、延会となった社債権者集会の定足数は、保有する本社債の元本額とは関係なく、本社債保有者またはその代理人が複数いることである。ただし、本社債に関する一定の条項の変更（①本社債の満期日または本社債の利息の支払日の変更、②元本または本社債に関する未払利息の利率の減額または取消、または③本社債の支払通貨の変更を含む。）が議案に含まれる社債権者集会においては、定足数は、発行済の本社債の元本額の4分の3以上を保有する複数の者であり、または延会となった場合には、発行済の本社債の元本の4分の1以上を保有する1名以上の者である。社債権者集会で可決された特別決議は、当該社債権者集会に出席していたかどうかにかかわらず、すべての本社債保有者を拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債保有者の同意を得ずに以下の変更を行うことがある。

- (a) 本社債保有者の利益を損なわない本社債または代理契約の変更（上記のものを除く。）
- (b) 本社債または代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更、明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するためになされる変更、または法律上の強行規定を遵守するためになされる変更

かかる変更は、本社債保有者を拘束するものであり、変更後可及的速やかに本社債保有者に通知される。

16. 準拠法および裁判管轄

(1) 準拠法

約款、本社債およびこれらに基づきまたは関連して発生する一切の契約外の義務については、英国法が適用され、同法に従って解釈される。

(2) 裁判管轄

発行会社は、本社債保有者のために、英国裁判所が、本社債に基づきまたはこれに関連して発生する一切の紛争（これに基づきまたは関連して発生する契約外の義務に関する紛争を含む。）を解決するための裁判管轄を有し、よって、本社債に基づきまたはこれに関連して発生する一切の訴訟、裁判または手続（以下「裁判手続」と総称する。）（これに基づきまたは関連して発生する契約外の義務に関わる紛争を含む。）は、英国裁判所に対して提訴されるものとする。

発行会社は、現在または将来、英国裁判所における裁判手続の法廷地の指定に対する異議申立ておよび不都合な裁判所において裁判手続が行われることに対する訴えを放棄し、さらに、英国裁判所において裁判手続について出された判決は、発行会社を最終的に拘束するものであり、他の法域の裁判所に対する拘束力を有することに撤回不能の形で合意する。

本項は、裁判管轄を有するその他の裁判所において、発行会社に対する裁判手続（本社債に基づきまたはこれに関連して発生する契約外の義務に関わる裁判手続を含む。）を行う権限を制限するものではなく、一または複数の法域における裁判手続を行うことが、同時か否かを問わず、その他の法域における裁判手続を排除するものでもない。

(3) その他の書類

発行会社は、約款において、上記とほぼ同様の条件で、英国裁判所を裁判管轄とする旨規定している。

本社債に関するリスク要因

適合性

本社債は、すべての投資者に適した投資対象ではない。本社債への投資を予定する投資者は、各自の状況を考慮して投資に関する適合性を判断しなければならない。

固定金利

固定金利を生み出したまたは支払う本社債は、特定の利払日において固定額の利息を支払い、または一定の条件が成就した場合に固定額の利息を支払うことができるものである。固定金利債券である本社債に投資する投資者は、市場金利の上昇リスクにさらされ、投資者が受け取る固定額の利息は、変動金利債券に投資していた場合に受け取っていたはずの利息よりも少額となる。固定金利債券である本社債の市場価格は、投資者が他の商品に投資した方がより高いリターンを得ることができると考えた場合には減少することとなる。

本社債は相当額のディスカウントで発行される

本社債がその元本額から相当額のディスカウントで発行される場合、本社債の市場価格は、ディスカウントで発行されない伝統的な利付証券の価格に比べ、一般的な金利変動に対してより不安定になる傾向がある。

本社債に関するその他のリスク要因

本社債への投資には、一定のリスクを伴う。本社債の価値は、実勢金利、類似証券の取引市場、一般的な経済状況および発行会社の財政状態により左右され、上下動する。本社債は、本社債に含まれるリスクを理解するために必要な経験と知識を有する投資家のみが投資することが予定されている。本社債の取得を検討している投資家は、本社債の取引に関するリスクを理解し、かつ、各投資家自身の状況（財政状況および投資目的等の状況）および本書に記載された情報に鑑みて本社債が適切であるか否かを自身の法律・税務・会計等の顧問と十分検討した上で投資判断を行うべきである。

為替変動リスク

本社債の円貨建ての価値は、為替相場（円貨とトルコ・リラの交換比率）の変化の影響を受ける。すなわち、為替相場が円高の状況では本社債の円貨換算後の価値は下落し、逆に円安の状況では本社債の円貨換算後の価値は上昇する。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては、円貨換算した結果、円貨ベースで投資元本を下回り、損失が生じるおそれがある。

本社債に関し流動性のある活発な取引市場が存在しない可能性がある

本社債は新規発行されたものであり、広く販売されない可能性があるため、活発な取引市場は存在せず、また今後も存在しない可能性がある。本社債が満期日前に売却される場合、特に、実勢金利、類似証券の取引市場、一般的な経済状況および発行会社の財政状態によっては、当初の募集価格よりも低い価格で取引される可能性がある。

本社債の取引市場が発達するか否かは不明であり、取引市場における本社債の価格を一般的に予測することはできない。

さらに、本社債が満期日前に買入れまたは消却された場合、本社債の数は減少し、これにより本社債の流動性が減少する原因となる。本社債の流動性の減少により、本社債の価格の変動率が上昇する可能性がある。

また、本社債に流動的な取引市場がない場合、投資家は、本社債を売却することができず、本社債の償還時まで投資価値の実現（すなわち換金による金銭の回収）を待たなければならない可能性がある。

価格変動リスク

金利水準、政治・経済環境、業務状況および投資家の心理等を含む複数の要因が本社債の価格に影響をあたえることがある。例えば、金利の上昇等による債券価格の下落により、損失が生じるおそれがある。

これにより、本社債を満期日前に売却する場合には、投資元本を下回り、損失が生じるおそれがある。

インフレ・リスク

インフレの影響により、本社債の実質価値が減少する可能性がある。

信用リスク

本社債の購入を予定している者は、発行会社の信用リスクを引き受けることになる。発行会社の格付けは、関連ある格付機関の独立した意見を反映しているが、発行会社の信用度を保証するものではない。かかるリスクについては、次項「発行会社に関するリスク要因」についても参照のこと。

発行会社に関するリスク要因

ドイツ銀行により発行される本社債への投資は、ドイツ銀行が支払期日において本社債に基づく債務を履行することができないリスクを伴っている。

格付

独立性のある一定の格付機関が発行会社に付与した格付は、発行会社が適時にその債務を履行することができる能力を示す指標である。各基準において付与された格付が低ければ低いほど、各格付機関は、債務が全く履行されないリスクまたは適時に履行されないリスクがより高いと評価していることになる。本書の日付現在、発行会社には以下の格付が付与されている。

格付機関	長期	短期	見通し
スタンダード・アンド・プアーズ・レイティングズ・サービシズ (マグローヒル・カンパニーズ・インクの一部門)	A+	A-1	安定
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	Aa3	P-1	安定
フィッチ・レーティングス・リミテッド	AA-	F1+	ネガティブ

格付機関は、短期間の通知により格付を変更することがある。格付の変更は、発行済証券の価格に影響を与えることがある。格付は、デット・イシューアンス・プログラムに基づき発行される本社債を購入、販売または保有することを推奨するものではなく、かかる格付を付与する格付機関により随時停止、変更または撤回されることがある。

課税上の取扱い

以下の情報は、現在施行されている税法および税務実務を完全に要約するものではない。そのため、本社債の購入予定者には、本社債に関する取引による税効果について自己の税務顧問に相談することを推奨する。

本社債の購入者および／または売却者は、本社債の発行価格または（発行価格と異なる場合には）購入価格による支払に加え、税務上自己が居住している国または居住しているとみなされる国の法律および行政実務に従い、印紙税その他の公租公課の支払を要求されることがある。

本社債に関する取引（購入、譲渡または償還を含む。）、本社債に基づき支払われる利息の発生または受領および本社債の所有者の死亡により、特に購入予定者の税務上の地位によって決定される税効果が発生することがあり、これらは、印紙税、印紙税準備税、所得税、法人税、キャピタルゲイン税および相続税に関係することがある。

1. ドイツにおける課税

非居住者

経過利息を含む利息およびキャピタルゲインは、ドイツでは課税対象とされていないが、①本社債が、本社債保有者がドイツにおいて保有する恒久的施設（恒久的駐在員事務所を含む。）または固定基盤の事業財産を構成するものである場合、または、②所得がその他の理由によりドイツ源泉所得となる場合

はこの限りでない。①および②の場合には、ドイツの居住者と同様の税制が適用される。

ドイツの非居住者は、通常、利息に対するドイツの源泉徴収税および連帯加算税を免除される。しかし、前段落の規定により利息についてドイツの税金が課され、かつ本社債が支払代理人の保管口座で保管される場合には、一定の場合に源泉徴収税が課されることがある。本社債が支払代理人の保管口座で保管されず、かつ利息または本社債の売却、譲渡もしくは償還による手取金が支払代理人により非居住者に支払われる場合には、通常、源泉徴収税が課される。源泉徴収税は、税金の査定または適用のある租税条約に基づき還付されることがある。

その他の税金

本社債の発行、交付または履行に関連し、ドイツにおいて印紙税、発行税、登録税等の税金は支払われない。現在、ドイツにおいて純資産税は課されていない。

EU貯蓄課税指令

貯蓄所得税に関するEC理事会指令2003/48/ECに基づき、EU加盟国は、2005年7月1日から、他のEU加盟国の税務当局に対し、その域内の者から当該他のEU加盟国の個人居住者に対し支払われた利息（またはこれに類する所得）の支払の詳細を提供することを要求されている。ただし、同指令の移行期間中、オーストリアおよびルクセンブルグは、これに代わり、（移行期間中に他の方法を選択しない限り）かかる支払に関連する源泉徴収制度を運用することを求められている。移行期間は、他の一定の国々との間で情報交換に関する一定の協定を締結することができれば終了する。多くのEU非加盟の国および地域（スイスを含む。）は、同日から効力を生じる類似措置（スイスの場合には源泉徴収制度）の採用に同意している。

2004年1月26日付の立法規制により、ドイツ連邦政府は、同指令を国内法化して施行する条項を制定した。同条項は2005年7月1日から適用されている。

2008年9月15日、欧州委員会は、欧州連合理事会に対し、同指令の運用に関する報告書を発行した。同報告書には、同指令を改正する必要性についての委員会の勧告が含まれている。2008年11月13日、欧州委員会は、多くの改正提案を含むさらに詳細な同指令の改正案を発表した。欧州議会は、2009年4月24日に同提案の修正版を承認した。同指令についてかかる改正がなされた場合、上記要件の適用範囲が変更または拡大されることがある。

発行会社は、EU貯蓄課税指令により課される源泉徴収税について追加額を支払うものではない。

2. 連合王国における課税

以下の情報は、連合王国において現在施行されている税法および税務実務を完全に要約するものではない。以下の事項は、本社債の実質所有者である者に対してのみ適用されるものであり、連合王国の税制の一部に関する現行法令および税務実務に関する発行会社の理解の概要である。一定の事項は、特則が適用されることがあるクラスの者（ディーラーおよび発行会社の関係者等）には適用されない。本債券の保有を予定する者で、自己の税務上の地位に疑念を抱く者または連合王国以外の法域で課税されることがある者は、自ら専門家の助言を求めるべきである。

ドイツ銀行ロンドン支店による仲介以外の方法で発行された本社債

本社債の利息は、連合王国の所得税を源泉徴収されることなく支払われる。

連合王国の情報収集権限

本社債保有者は、歳入関税庁が、本社債保有者のために本社債利息の支払もしくは入金を行う連合王

国に所在する者から、または本社債保有者のために利息を受領する連合王国に所在する者から、一定の場合に、情報（利息の実質所有者の氏名および住所を含む。）を入手する権限を有していることに留意すべきである。歳入関税庁はまた、2005年所得税法（取引等による所得）に規定する大幅にディスカウントされた債券に該当する本社債の償還時における支払額を支払う連合王国に所在する者から、または他の者のため当該支払額を受領する連合王国に所在する者から、一定の場合に、情報を入手する権限を有している。ただし、歳入関税庁は、かかる支払額が2010年4月5日以前に支払われた場合には、大幅にディスカウントされた債券の償還時における支払額に関する情報入手請求権限を行使しない旨を示す実務対応を発表した。かかる情報には、償還時における支払額の実質所有者の氏名および住所が含まれることがある。一定の場合に、歳入関税庁は、入手した情報を本社債保有者が税務上の居住者である法域の税務当局との間で交換することがある。

3. 日本における租税

本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令（以下「現行法令」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられる。仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利子は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利子は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、現行法令上20%（15%の国税と5%の地方税）の源泉所得税を課される。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利子は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は非課税になる。内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、明確な規定はないため疑義無しとはしないが、償還差益（不足する場合は、償還差損）として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われた場合は、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっており、現行法令上の最高税率は50%（40%の国税と10%の地方税）である。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。さらに、上記差益のうち、償還金額と額面金額の差額部分について利子所得とする見解もある。償還差損については、明文の規定はないが、課税所得の計算上考慮されないもの（家事上の損失）として取扱うのが相当であるという国税庁の職員の見解が示されている。

社債の利子および償還差益で、外国法人の発行する社債に係るものは、日本国に源泉のある所得として取り扱われたい。したがって、本社債に関わる利子および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2010年度）（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）平成23年6月28日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【訂正報告書】

1記載の有価証券報告書について有価証券報告書の訂正報告書を平成23年7月1日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(1) 前記「第1 参照書類 1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類 4 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成23年7月15日）現在、当該有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。

(2) 参照書類としての当該有価証券報告書には将来に関する記述が含まれているが、本発行登録追補書類提出日（平成23年7月15日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。当該有価証券報告書の提出日以後に提出された本発行登録追補書類における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日（平成23年7月15日）現在において判断した事項である。

なお、参照書類としての当該有価証券報告書における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 ドイツ銀行

代表者の役職氏名

マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長

ジョナサン・ブレイク

ディレクター 欧州市場部長

マルコ・ツイーマン

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成22年9月30日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成19年9月25日(発行日)の募集)

ドイツ銀行 AG ロンドン支店第2回変動利付円貨社債(2007)

券面総額又は振替社債の総額 600億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計(2010年12月31日現在1兆9,060億ユーロ)からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2010年12月31日現在で、ドイツ銀行は、フルタイム換算で102,062名の従業員を雇用し、世界74か国で3,083を超える支店(そのうち68%はドイツ国内)を運営している。ドイツ銀行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

(便宜上記載されている日本円金額は、2011年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=116.27円)により計算されている。)

(a) ドイツ銀行グループ(連結ベース)(注1)

(単位: 百万ユーロ(億円))

年 度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
利息以外の収益合計	21,486 (24,982)	21,896 (25,458)	1,160 (1,349)	15,493 (18,014)	12,984 (15,096)
税引前利益(損失)	8,331 (9,686)	8,749 (10,172)	-5,741 (-6,675)	5,202 (6,048)	3,975 (4,622)
当期純利益(損失)(注2)	6,079 (7,068)	6,510 (7,569)	-3,896 (-4,530)	4,958 (5,765)	2,330 (2,709)
普通株式	1,343 (1,562)	1,358 (1,579)	1,461 (1,699)	1,589 (1,848)	2,380 (2,767)
株主持分合計	32,666 (37,981)	37,044 (43,071)	30,703 (35,698)	36,647 (42,609)	48,843 (56,790)
資産合計	1,571,768 (1,827,495)	2,020,349 (2,349,060)	2,202,423 (2,560,757)	1,500,664 (1,744,822)	1,905,630 (2,215,676)
BIS規制自己資本比率(Tier1 / Tier2 / Tier3合計)(%)	12.5	11.6	12.2	13.9	14.1
1株当たり株主持分 (ユーロ(円))	52.59 (6,115)	79.32 (9,223)	52.59 (6,115)	52.65 (6,122)	52.38 (6,090)
基本的1株当たり利益(損失) (ユーロ(円))	12.96 (1,507)	13.65 (1,587)	-6.87 (-799)	7.21 (838)	3.07 (357)

(注1) 2010年度、2009年度、2008年度および2007年度の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示された。比較のため、2006年度に関する連結財務諸表もまた、IFRSに基づき準備された。2006年12月31日まで、連結財務諸表は、米国で一般に認められた会計原則(U.S. GAAP)に基づき作成されていた。従って、上記の表では、2010年度、2009年度、2008年度、2007年度および2006年度のすべてについてIFRSに基づき表示されている。

(注2) 当期純利益(損失)のうち、20百万ユーロ、-15百万ユーロ、-61百万ユーロ、36百万ユーロおよび9百万ユーロは、それぞれ2010年度、2009年度、2008年度、2007年度および2006年度の非支配持分に帰属する純利益(損失)である。

(b) ドイツ銀行

(単位:百万ユーロ(億円))

年 度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
収益合計	51,278 (59,621)	58,249 (67,726)	48,033 (55,848)	32,513 (37,803)	33,002 (38,371)
営業利益(損失)	6,569 (7,638)	5,371 (6,245)	-5,407 (-6,287)	718 (835)	1,373 (1,596)
当期純利益(損失)	4,280 (4,976)	2,757 (3,206)	-2,185 (-2,540)	1,173 (1,364)	488 (567)
資本金	1,343 (1,562)	1,358 (1,579)	1,461 (1,699)	1,589 (1,848)	2,380 (2,767)
資産合計	1,454,664 (1,691,338)	1,790,676 (2,082,019)	2,250,665 (2,616,848)	1,538,623 (1,788,957)	1,620,164 (1,883,765)
純資産額	21,965 (25,539)	23,180 (26,951)	20,943 (24,350)	22,764 (26,468)	33,685 (39,166)
1株当たり純資産額(注1) (ユーロ(円))	37.86 (4,402)	39.20 (4,558)	36.14 (4,202)	35.39 (4,115)	35.36 (4,111)
1株当たり利益(損失) (ユーロ(円))	8.16 (949)	5.20 (605)	-3.83 (-445)	1.89 (220)	0.52 (60)
1株当たり配当 (ユーロ(円))	4.00 (465)	4.50 (523)	0.50 (58)	0.75 (87)	0.75 (87)
配当性向(%)	49.0	86.6	N/A	39.7	143.0
従業員数(人)(注2)	25,975	28,013	29,434	28,497	27,816

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) フルタイム換算の平均従業員数。